

医療税務

No.83

つうしん

株式会社 ムトウ コンサルティング統括部
札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114
http://www.wism-mutoh.co.jp/department/consulting
平成31年2月

Q1

地域医療連携推進法人制度が創設されたそうですが、制度の狙い、概要を教えてください。既に認定を受けた法人名とその所在都道府県、医療連携推進区域もお願いします。

A

ポイント

1. 医療機関相互の機能分担、業務の連携を推進し地域医療構想を達成する一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度が創設され平成29年4月施行されています。
2. 地域医療連携推進法人は、医療連携推進区域内の病床再編、医薬品等の共同購入等により効率的な医療介護提供体制を志向してこれまでに全国で6社が認定されています。

1 地域医療連携推進法人制度の概要

- (1) 平成27年度から各都道府県において地域医療構想の策定を進め医療提供体制の整備を図ることとされていますが、その達成のための一つの選択肢として、地域の独立した医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度として地域医療連携推進法人の認定制度が、平成27年9月に公布、29年4月2日に施行されました。
- (2) この制度は、医療機関の機能の分担、業務の連携を推進するための方針を定め、その方針に沿って、参加法人の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、地域医療連携推進法人として都道府県知事が認定する仕組みです。
- (3) 地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人も参加することができ、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構

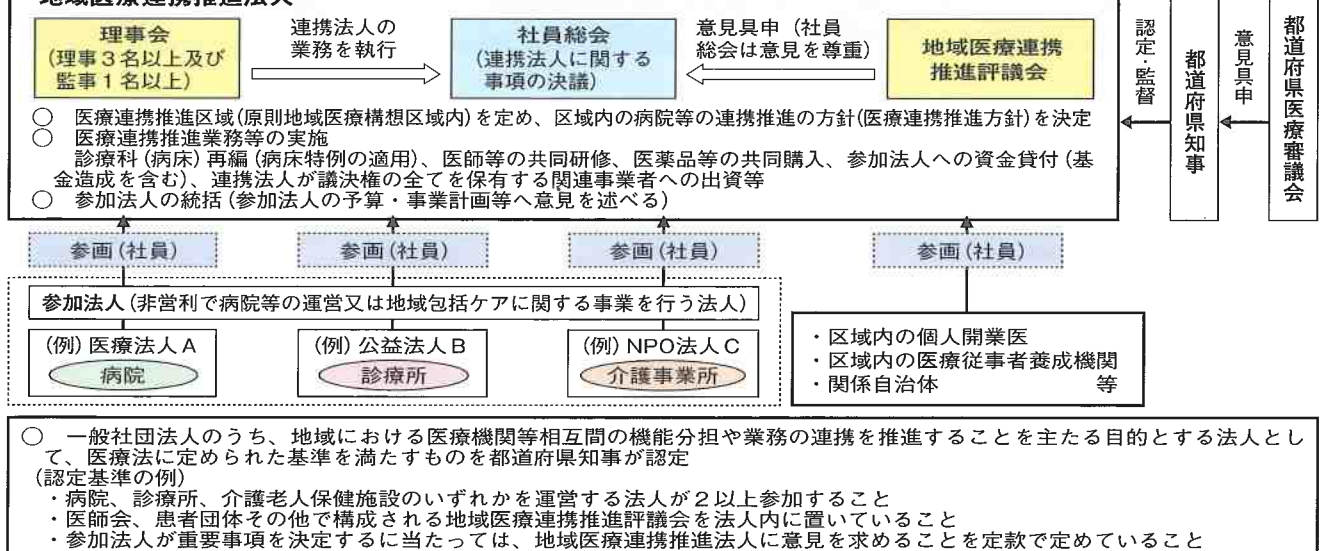
築に資する役割を果たすものと期待されています。

- (4) 本制度の最大のメリットは、合併や買収ではなく、参加法人が各々独立性を保ちながら、参加法人間の病床融通ができることや、医薬品・医療機器等の共同購入、医師、医療機器の再配置、医療従事者の共同研修などグループ化の利点のみを享受できる点で、また、地域医療連携推進法人は参加法人に資金を貸し付けたり医療機関などを開設することもできます。
- (5) 反面、デメリットとしては、連携推進法人のトップには複数の組織をまとめ上げるリーダーシップが求められる、もし求心力や実行力に欠ければ、法人そのものが有名無実化する恐れもあります。
同種の施設が多い大都市では広がりにくいのではないかと懸念の声もあるようです。

地域医療連携推進法人制度について(概要)

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



2 これまでに認定された地域医療連携推進法人一覧

この制度の創設により一般社団法人を設立し都道府県知事の認定を受けた地域医療連携推進法人は全国で次の6法人で、その医療連携推進区域の広さや参加法人の数は大小様々です。

この制度の活用方法には主に2つの流れがあると言われ

ています。1つは、地域医療の衰退や共倒れを防ぐために、競争でなく協調を選ぶことで地域の医療介護の提供体制を保持していこうというもので、もう1つは、高度急性期病院を中心に、それを支える医療介護施設が同一法人として連携を固めようというものです。

地域医療連携推進法人名／都道府県／認定年月日	医療連携推進区域／参加法人／法人の特徴その他
尾三会／愛知県／平成29年4月2日	名古屋市緑区・天白区・南区、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、西尾市、愛知郡東郷町／藤田保健衛生大学病院をはじめとする病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設、地域福祉コミュニティなど29法人・個人／大学附属病院と多数の地域医療、介護機関の大規模な連携
はりま姫路総合医療センター整備推進機構／兵庫県／平成29年4月3日	兵庫県地域医療構想に定める兵庫県中播磨・西播磨圏域／兵庫県立姫路循環器病センターと社会医療法人製鉄記念広島病院／制度の活用により、両病院の統合再編成を目指す病院間の連携
備北メディカルネットワーク／広島県／平成29年4月2日	広島県三次市、庄原市／三次市立三次中央病院、庄原市立西城市民病院、三次地区医療センター(三次地区医師会)、総合病院庄原赤十字病院／地域完結型医療の実現を目指す連携
アンマ／鹿児島県／平成29年4月2日	大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町／医療法人馨和会、宇検村、瀬戸内町／地域の診療所の連携
医療戦略研究所／福島県／平成30年4月1日	福島県いわき市／石井脳神経外科・眼科病院、中村病院、木田医院、石井医院、ケアハウス他／石井脳神経外科・眼科病院が地域医療連携の核となり中村病院との病床分担等で地域医療構想の実現を目指す
日本海ヘルスケアネット／山形県／平成30年4月1日	酒田市、鶴岡市、飽海郡遊佐町、東田川郡庄内町、東田川郡三川町／日本海総合病院、本間病院をはじめ病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、医師会、歯科医師会、薬剤師会等9法人／日本海総合病院に検査、手術機能、本間病院に維持透析機能集約他

Q2

平成31年度税制改正大綱には、今年10月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要や反動減対策が盛り込まれているとのことですが、どのような内容ですか。

A

ポイント

- 今年度の税制改正大綱では10月の消費税増税前後の売上の平準化のため、住宅ローン減税の控除期間の延長と自動車税及び環境性能割の税率の減税が行われます。
- 住宅ローン減税は、来年12月まで居住したものの控除期間を3年延長して13年とし、自動車税は最大4,500円減税し、新税の環境性能割は1年間1%減税されます。

1 住宅ローン減税の特例 — 控除期間3年延長

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が消費税等の税率が10%である住宅の取得等をし、2019年10月1日から2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間を3年延長し13年間とする下記の特例が創設されました。

特例の内容	現行の控除期間10年終了後、11年目から13年目までの各年において次のイ、口いずれか少ない金額を住宅借入金等特別税額控除額として控除できることとする。
	【一般の住宅の場合】
	イ 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1% 口 [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](4,000万円を限度)×2%÷3 【認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合】…上記算式イ、口の限度額⇒5,000万円

(2) 留意点

- 2019年10月1日以降に住宅の取得等をした場合であっても、経過措置により8%の消費税率が適用される場合や免税事業者からの取得など消費税が課されない場合には、本特例の適用は受けられません。
- 本制度はあくまで特例であり、その他の要件は現行と同様であるため、11年目以降の住宅借入金年末残高、合計所得金額、居住状況等によっては、引き上げられた消費税率2%相当の控除を受けられない場合があります。

2 車体課税の見直し — 自動車税の恒久減税と環境性能割の1年間減税

消費税増税に対して需要を平準化するとともに、保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより自動車ユーザーの負担を軽減し、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ろうとするものです。

(1) 自動車税の減税

自家用乗用車(三輪の小型自動車を除く。)に係る種別割の税率を次の通りとし、2019年10月1日以後に新車登録を受けたものから適用されます(軽自動車税の税率変更はありません)。

総排気量	現行	改正後	総排気量	現行	改正後
1,000cc以下	29,500円	25,000円	3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円	3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円	4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円	4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円	6,000cc超	111,000円	110,000円

(2) 環境性能割の税率軽減 — 2020年9月30日までに取得したものについて税率を1%軽減

環境性能割は、消費税増税後、自動車取得税の廃止に代わって新車登録を受けた自家用乗用車、自家用軽自動車に課税されます。燃費性能のよい車ほど税負担が軽くなる仕組みで、燃費性能により購入額の0~3%を支払うこととなりますが、2019年10月1日から2020年9月30日までに取得したものの税率を1%軽減するものです。

(3) エコカー減税の見直し — 軽減割合の引下げ

- 自動車重量税のエコカー減税 — 現行の税率を75%軽減する自動車の軽減割合を50%に、50%軽減する自動車の軽減割合を25%にそれぞれ引き下げて2019年5月1日から2021年4月30日に新車登録を受けたものに適用されます。
- 自動車取得税のエコカー減税 — 現行の税率を80%及び60%軽減する乗用車の軽減割合を50%に、税率を40%軽減する乗用車の軽減割合を25%にそれぞれ引き下げて2019年4月1日から2019年9月30日に新車登録を受けたものに適用されます。